

総合運動公園多世代型ウェルネス広場整備事業(設計・施工)に関する 要求水準書

1 要求水準書の意義

本要求水準書は、総合運動公園多世代型ウェルネス広場整備事業（以下「事業」という。）に係る公募型プロポーザルの参加申請者に求める提案の前提条件とする要求水準を示すものである。

公募型プロポーザルの参加申請者は、本要求水準書に明記されている事項を満たした上で、本事業に関する企画提案を行うことができる。

また、本事業の設計・施工の各受注者は、契約期間にわたり相互協力・連携するとともに、本要求水準書を遵守しなければならない。

2 事業の概要

(1) 事業名 総合運動公園多世代型ウェルネス広場整備事業

(2) 事業箇所 敦賀市総合運動公園ちびっこ広場(敦賀市 杓見 地係)
敷地面積約1ha(位置図、平面図 参照)

(3) 事業概要

ア 広場実施設計(現地測量、詳細図面作成及び構造計算を含む。) 一式

イ 遊戯施設(複合遊具他)改修工事 一式

ウ 便益施設(トイレ及び水飲み場)改修工事 一式

エ 休憩施設(あずまや、ベンチ等)改修工事 一式

オ 健康施設(ウォーキングコース、健康遊具等)設置工事 一式

カ 修景施設(芝生、植栽等)改修工事 一式

キ 安全施設(案内看板、注意看板等)設置工事 一式

ク 既設公園施設撤去・処分工事 一式

※ 全ての工事において、土工・基礎工を含む。

※ 下記契約上限金額の範囲内で追加して実施可能な提案があれば積極的な追加提案を求める。

(4) 公園施設等の配置

各ゾーンやスペースの配置については、要求水準を満たす限りにおいて、既存のレイアウトにとらわれることなく、自由な配置計画とする。

(5) 契約上限金額 150,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

※ 設計と施工の費用配分は問わないが、設計の上限額は、15,763,000円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

(6) 履行期間及び工期

ア 設計 契約締結の日から令和3年12月28日まで

イ 工事 契約締結の日から令和4年3月25日まで

3 整備基本方針

- (1) 楽しみながら体力作りや健康作りに取り組むことができる、幼児から高齢者までさまざまな世代に受け入れられる、近隣には設置されていないオリジナルティーあふれる健康増進をテーマとした広場の整備
- (2) 遊具の更新に当たっては、年齢に応じた体力向上、達成度を感じるものとし、隣接する「ローラー滑り台」、「ちびっ子ゲレンデ」及び「ちびっ子噴水」とあわせて、県内随一の集客性、繰り返し来たくなる魅力ある広場の整備
- (3) 利用者にとって快適な憩いの場、家族・地域のふれあいの場となるよう、休憩施設(トイレ、休憩所等)の充実した広場の整備
- (4) 施設の更新、配置に当たっては、既存の周辺施設及び風景と調和がとれ、ランドスケープ(意匠性)に十分に配慮し、ワクワクするような芸術性・独自性に富み、かつ、安全性・機能性が十分に確保された広場の整備

4 要求水準

(1) 共通要求水準

- ア 企画提案等は整備基本方針を基に行うこと。
- イ 各遊具の遊び方、対象年齢、注意事項等を記載した案内板を適切に配置し、安全性を考慮すること。
- ウ 各遊具の分かりやすい位置に対象年齢を記載すること。
- エ 各施設の材質は、使用期間が長寿命化するよう耐久性・耐食性に優れ、ライフサイクルコストを考慮したものとすること。
- オ 維持管理(部品の交換・修繕等)が容易な材質・構造とし、交換部品等の調達が迅速かつ容易なものとする。
- カ 収益施設(カフェ等)の設置等、広場の維持管理費の低減に向けた民間活力の導入について検討すること。
- キ 遊具の基準等は、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」(平成26年6月国土交通省)に基づき、「遊具の安全に関する規準(最新版)」(平成26年6月一般社団法人日本公園施設業協会)又はこれと同等の基準を満たすもので、「公園施設団体賠償責任保険」又はこれと同等以上の補償を満たす保険に加入すること。
- ク 安全な利用を確保する観点から、障害物や動線の混乱による衝突をなくすため、安全領域を十分確保すること。

- ケ 炎天下での利用について、利用者に対し配慮すること。
 - コ 新規に設置する遊具等施設の一部を、利用者の要望(声)を反映する具体的方法について検討すること。
 - サ 本要求水準を満たす限りにおいて、自由な企画提案(技術提案)を行うことができるものとし、参加申請者の創意工夫に期待する。
- (2) 遊具ゾーンに対する要求水準
- ア 整備基本方針を踏まえ、既存遊具の種類(タイプ)、規模(スケール)以上を配置することとし、県内最大級の遊具等を配置すること。
 - イ ちびっこ広場の核となる「複合遊具」は、児童向けエリア(6～12歳対象)、幼児向けエリア(3～6歳対象)、乳幼児向けエリア(1～3歳)に区分し設置すること。また、子どもたちの好奇心を刺激し、対象年齢に応じた運動能力・体力向上ができる場として、テーマ設定及び遊具の配置とすること。
劣化状況を確認の上、既存遊具の再利用も可能とする。
 - ウ 既存ロープクライマーの規模(スケール)以上となる、広場のシンボリックな遊具等を配置すること。
 - エ 遊具利用者との安全領域を確保した上で、子どもたちが安心して、自由に砂遊びができる「砂場」を配置すること。また、砂は、既存の砂場の砂を再利用すること。
 - オ 保護者が容易に子どもたちの状況がわかるよう視認性を考慮した配置内容とすること。
- (3) 健康ゾーンに対する要求水準
- ア 整備基本方針を踏まえ、単なる遊具の設置にとどまらず、多世代が体を動かしたくなる仕掛け作りを施し、健康増進が体感できるスペースとすること。
 - イ 飽きがこなく、繰り返し訪れたいくなるスペースとすること。
 - ウ 本事業は、現在、敦賀市健康推進課にて構築中である、「健康支援アプリ(市民の積極的な健康作りに取り組むきっかけをつくり、健康作り活動の継続を促進するための施策)」との連携を図る予定であり、今後、両事業の相乗効果を図るための協議事項については、可能な限り対応すること。
- (4) 便益施設(トイレ及び水飲み場)スペースに対する要求水準
- ア 既存のトイレ(1箇所)は、安全・清潔・快適に全ての利用者がストレスなく利用できるよう、ユニバーサルデザインを取り入れリニューアルすること。また、外観に関しては、他施設との調和が取れた配色・構造・デザインとすること。

- イ 既存の水飲み場(手洗い場) 3箇所を周辺施設と調和の取れたデザインにより、リニューアルすること。
- (5) 休憩施設(あずまや、ベンチ等)スペースに対する要求水準
 - ア 既存のあずまや、シェルター、ベンチは原則再利用することとし、必要に応じて補修し、長寿命化を図ること。
 - イ 近年の猛暑の影響により、日陰で休める場所の確保が必要であることから、数量・配置について検討し、必要に応じて増設すること。また、増設の際は、保護者等の見守りに対して配慮した配置とするとともに、周辺施設との調和の取れたデザインとすること。
- (6) 芝生広場・植栽ゾーンに対する要求水準
 - ア ピクニックやボール遊び等ができる芝生広場ゾーンを設けること。既設施設の再利用も可能とする。
 - イ 日陰で休める空間として、植栽ゾーンを設けること。既設施設の再利用も可能とする。
- (7) ウォーキングゾーンに対する要求水準
 - ア 各ゾーン及びスペースの外周にウォーキングコースを設置すること。
 - イ コースの規格として、幅員は2 m、材質はゴムチップ系を基本とするが、他施設との配置・調和により、自由に企画提案できるものとする。
 - ウ 健康ゾーン及び運動公園内の他の園路との連携を図り、歩きたくなる仕掛け作りを施し、健康増進にも寄与する施設とすること。
- (8) サイン(案内看板)に対する要求水準
 - ア 広場の出入り口2箇所に、利用者が円滑に動けるよう、各施設の配置を明記したサイン(案内看板)を新設すること。
 - イ 周辺施設との調和の取れたデザインとすること。

5 施工条件

- (1) 搬入道路
 - ア 広場西側園路に仮出入り口を設けること。
 - イ 資機材運搬は、搬入路となる舗装を傷めないよう十分に考慮し対応すること。
- (2) 施工時間帯
 - 原則として午前8時から午後5時(敦賀市が認める場合は、この限りでない。)
- (3) 共通仕様等
 - ア 「福井県土木工事共通仕様書」(令和2年4月福井県)及び「公園緑地工事共通仕様書」(令和2年5月国土交通省)に準じて施工すること。

イ 受注後は、関係法令を遵守し、「敦賀市公共土木設計業務等委託契約約款（令和2年4月1日）」及び「敦賀市工事請負契約約款（令和2年10月1日）」に基づき速やかに着手すること。

(4) 建設副産物

現場から発生する建設副産物については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）を遵守し、適正に処分すること。

(5) 安全管理

ア 開園している総合運動公園内の工事であり、来園者の安全を第一とすること。

イ 工事期間中は、広場外周に、仮設の立入防止柵を設けること。

ウ 資機材等搬入に伴い工事車両が通行の際は、交通誘導員を配置する等十分な安全対策を講じること。

6 市提供資料

(1) 位置図（資料1）

(2) 平面図（資料2）

(3) 既存施設図面（資料3）

※ その他必要となる書類等がある場合には、担当部署へ申し出ること。